

令和 8 年度第 1 回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

令和 8 年 7 月 1 6 日

板橋区 区政情報課

令和 8 年 度

第 1 回情報公開及び個人情報保護審議会

日 時：令和 8 年 7 月 16 日（木）

午前 9 時 30 分～午前 10 時 45 分

会 場：板橋区役所南館 4 階 災害対策室 A B

出席者：〔委 員〕佐藤信行、岩隈道洋、藤越泰博、高野淳美、浅野衣理奈、
近藤タカヒロ、実正やすゆき、小林おとみ、岩永きりん
〔事務局〕副区長、教育長、総務部長、区政情報課長、
区政情報課担当係長 2 名、担当主査 2 名、担当係員、
IT推進課長、担当係長、担当係員 2 名

○区政情報課長 それでは、定刻になりましたので、令和 8 年度第 1 回「板橋区情報公開及び個人情報保護審議会」を始めたいと存じます。

審議会に先立ちまして、今年度第 1 回目の審議会ですので、お手元の資料 5 に基づきまして、名簿の順に沿って審議会委員の皆様をご紹介します。私がお名前を呼びましたら、お席にてお立ちいただければと存じます。

議会選出委員の近藤委員、実正委員、岩永委員につきましては、令和 8 年 5 月 22 日付で新たにご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、区民代表の真野英人委員におかれましては、6 月 30 日付で退任されております。また、議会選出委員の小林おとみ委員におかれましては、引き続きでございますけれども、よろしくどうぞお願い申し上げます。

それでは、お名前をお呼びさせていただきます。

本審議会会長の佐藤信行委員です。

○会長 佐藤でございます。新任の先生方もおられますけれども、よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 副会長の岩隈道洋委員です。

○岩隈副会長 岩隈でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 飯塚亜矢子委員におかれましては、本日所用のため、ご欠席されております。

藤越泰博委員です。

○藤越委員 おはようございます。連合板橋地区協議会で事務局長を仰せつかっています藤越と申します。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 高野淳美委員です。

○高野委員 板橋区民生児童委員の高野と申します。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 浅野衣理奈委員です。

○浅野委員 浅野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 河野雅子委員におかれましては、本日所用のため、ご欠席でございます。

続きまして、近藤タカヒロ委員です。

○近藤委員 近藤です。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 実正やすゆき委員です。

○実正委員 実正でございます。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 小林おとみ委員です。

○小林委員 小林です。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 岩永きりん委員です。

○岩永委員 岩永です。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 続きまして、任命委員をご紹介します。

尾科善彦副区長です。

○尾科委員 尾科でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 長沼豊教育長です。

○長沼委員 長沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 次に、事務局職員をご案内いたします。

初めに、総務部長の田中でございます。

○総務部長 田中です。引き続きです。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 I T推進課長の東でございます。

○I T推進課長 東です。引き続きよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 私は、区政情報課長の荒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に移りたいと存じます。

初めに、配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。資料につきまして、事前に郵送またはお渡しさせていただいておりますけれども、資料の過不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。

皆様、おそろいでございますか。

ありがとうございます。

それでは、これからの進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和8年度第1回の情報公開及び個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の審議会は公開でございますけれども、傍聴希望者は現時点ではおられないということでございますので、その点、ご報告いたします。

議案に入りたいのですけれども、その前に1点、事務局の方から補足いただければと思いますが、区民代表委員のお一人の真野委員が6月末付でご退任というお申出であったということでお受けになられたということですが、今期の我々の任期全体が11月30日までということで、あと数か月ですけれども、この間については、補充は特段されずに、このまま任期満了を迎えるということによろしいでしょうか。

○区政情報課長 はい。11月30日ということで、適任の方を次期の12月1日からということで選任、委嘱させていただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

○会長 分かりました。皆様方ご案内のように、区民代表の皆様方は、それぞれいろんな立場あるいは職業上の関連からお願いをしているということでございますので、そういった観点で、真野委員のお立場を継いでいただけるような方というのを探すということになりますけれども、それについては、当期の任期満了が近いということもございますので、今、事務局からございましたように、今期については後任補充なしで、次期についてご就任いただくということでいきたいという事務局からの今のお話でございました。

この件、特段、ご異論等なければ、そのまま審議会としても進めたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。では、そのように進めてまいります。

本日でございますけれども、報告事項が4件予定されております。資料1、令和7年度個人情報を取り扱う業務の実地調査報告について、事務局からご報告をいただきます。よろしくお願いします。

○区政情報課長 それでは、令和7年度個人情報を取り扱う業務の実地調査報告書（概要）について、ご説明させていただきます。資料1－1をご覧ください。

板橋区では、区が保有する個人情報の管理体制につきまして、第三者の視点から評価を行うことにより、個人情報保護のさらなる徹底を図るため、外部評価委員会を設置しております。令和7年度の外部評価委員会による実地調査は、「外部評価実施に伴う評価基準」に基づき実施いたしました。

実地調査は、戸籍住民課を令和7年11月14日に、赤塚健康福祉センターを11月20日に実施いたしました。

戸籍住民課の「特急発行マイナンバーカードに関する業務」につきましては、マイナンバーを取り扱う事務で、新たな運用で、通常より短い期間で確実な事務処理が求められることから選定いたしまして、赤塚健康福祉センターの「精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療制度に関する業務」は、健康福祉センターが手帳及び医療証申請等の窓口となり、書類の受け渡しなどを行ってございますが、申請書類が一時的に所在不明となったため、紛失事故の防止策の実施状況などの確認を行ったものでございます。

実地調査の結果につきましては、項番3、中段より下でございますけれども、記載のとおり、戸籍住民課、赤塚健康福祉センターともに改善提案事項はなしとしておりまして、個人情報の適正な管理や紛失事故の防止策が図られていることが確認されたことが報告されております。

詳細につきましては、資料1－2といたしまして、報告書の全文を添付してございます。

資料1－2、3ページから戸籍住民課の調査結果となってございます。詳細は、こちらで確認いただければと存じます。

恐れ入りますが、5ページまでお進みください。項番3、報告に添えて提出する意見は、記載のとおり、4項目ございます。所管においては、(3)の意見を

受けまして、すぐに個人情報管理簿の廃棄の実施状況が確認できるチェック欄などを設けまして、より適切な管理ができるように改善してございます。また、（４）につきましても、同様に外部評価委員会の委員のアドバイスに従いまして、チェックシートを作成し、活用していることを確認したところでございます。

６ページからが赤塚健康福祉センターの実地調査結果となっております。

８ページの項番３までお進みいただければと存じます。同様に、報告に添えて提出する意見といたしまして、４項目記載のとおりでございます。所管では、これらの意見を受けまして、キャビネットを開けるための鍵として、ダイヤル式鍵を購入し、使用することとし、セキュリティの強化を行いました。また、一時的に都への提出書類が紛失する事例が起こったことに対する改善策といたしまして、複数人によるチェック体制の強化を確認したほか、受付票の書式を見直すなど、確実に効率的な事務処理へ改善を図っているところでございます。

簡単ではございますが、実地調査報告に関する説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

本日は、議会代表の委員の方々のうち、お三方が新任ということでございますので、若干、議長から補足させていただきますと、当区におきましては、法令上の義務の外側で任意の仕組みとして、この個人情報保護に関する外部評価委員会というものを区長の定める要綱に基づいて設置、運用しております。もう随分長いことになるかと思えます。１０年、２０年まではいくか、いかにいかぐらい、非常に早い段階からやっております、一番最初は私自身がここの委員であったわけで、委員長でございませんが、委員でございましたけれども、その後、少しずつメンバーが替わりまして、現時点におきましては、副会長の岩隈委員がこの外部評価委員会の責任者を務めておられます。ということで、岩隈委員から少し補足がございましたら、お願いしたいと思います。

○岩隈副会長 こちらの外部評価委員会の委員長も務めさせていただいております。

戸籍住民課の方は、特急発行マイナンバーカードについてということで、何というんでしょうね、常時やる手続ではなくて、そういう申請が住民からあったときに対応するという、ちょっとイレギュラーな手続でありながら、マイナンバーを取り扱うということですので、慎重を期してということで、ほか何かトラブル

があったので見に行ったというより、今の状況で大丈夫か確認したいということで入らせていただきました。

非常に丁寧に仕事をされているという印象を受けましたし、今、課長が紹介いただいた報告に添えて提出する意見のところでも出ておりますように、基本的には業務フローについての措置はかなりきちんに行われているということになります。

4番目のこちらから改善が後から提示されてきた部分なんですけど、報告に添えて提出する意見、3の(4)ですね、これも、窓口が2階にあって、処理するところが5階にあって、ここでどうしても物理的に書類を運ぶというフェーズが入ります。本当は1か所にまとめるのが理想的なんですけれども、これはにわかにはできることでもないということなので、その中で慎重にやっていくためにはどうしたらいいかということで、送り出すところと受けるところで、同じ部内とはいえ、きちんと送り出したものと受け取ったものの対応を確認するチェックシートなどはいかがでしょうかということを、ここで意見として述べたところ、ご対応いただいたということでございます。現場の方でも扱っているものは非常に慎重に扱っているということは言えるかと思います。

もう一件、この赤塚健康福祉センターなんですけれども、こちらは、今、課長から説明がありましたとおり、過年度に書類がなくなったと。これは、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療制度の関連書類でかなりセンシティブな情報になります。こちら、常時たくさん書類が来るというわけではなくて、必要があると申請があるというタイプのものになりますので、何とかな、定型的な処理がちょっと難しいところがあると。あと、書類の中に、対象者の状況を知らせるために、かなりいろんな種類のもの、人によっても違ったりするものがありますので、それを束ねて保管するというのをなさったりするわけですね。最終的に申請書類等々のやり取りをするんですけれども、その際に、都に送らなくていいものを送っちゃって、当区でないぞというので、ちょっとどうなったんだろうといったら、都の方から間違ってますよという連絡があったので、大きな事故にはならなかったんですけれども、やはり書類の管理に一部問題があったということで、今回、入らせていただいたものでございます。

これについては、そういう書類がもう完全にみんな同じ定型的なものだけでは

ないので、人によってちょっと違うものを束ねなきゃいけないというところはどうしてもトラブルが起こりそうなどころではあるんですけども、今までプラスチック製のクリアファイルみたいなのに一方のをどんどん入れていくというパターンだったんですが、そこを今までは留めなきゃいけない書類と、ただぴゅっと刺すだけのものだったのをもうちょっときちんと留めましょうとかという、非常に手作業的な部分なんですけれども、それをしっかりやって確認いただくということで、実を挙げてございます。

これもあらゆる手順がそうなんですけど、かえって、完全に電子化した方が安心だってあるのかもしれないんですけど、これも予算ですとか、いろんな状況でにわかにできることではないので、現場でできることを非常に一生懸命にやっていただいているという印象でございました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

本件につきまして、ご質問ございましたらお受けいたします。

いかがでしょう。

よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、本件報告につきましては、報告を受け、了承したということといたします。

続きまして、2番目の案件でございます。資料2、令和7年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について、事務局から報告をいただきます。

○区政情報課長 それでは、資料2に基づきまして、令和7年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について、ご報告させていただきます。

板橋区情報公開条例及び施行規則に基づきまして、毎年6月末日までに区のホームページや広報いたばしで公表している内容の詳細の報告となります。

なお、本日、広報いたばし（6月27日号）を配付させていただきました。今、中ほど5ページに記載させていただいてございますけれども、こちらの記事で公表ということをしていただいております。後ほどご確認いただければと存じます。

それでは、資料に戻っていただきまして、表紙をおめくりいただきまして、1

ページをご覧ください。

令和7年度の情報公開制度の実施状況を説明させていただきます。

項番1、公文書公開請求の処理状況の表でございます。請求の件数、人数につきましては、1,202人の方から1,734件の請求がございました。そのうち、請求があったものの決定状況につきましては、1,734件の公開請求のうち、全部公開したものが772件、部分的に公開したもの、部分公開が832件でした。非公開となっている7件につきましては、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が4件、法人等に関する情報が2件、個人に関する情報が1件という理由で非公開とさせていただいたものでございます。

次に、その右の不存在102件の内訳は、教育に関する記録等が65件、そのほか、そもそも文書自体が存在しない請求や文書保存年限を過ぎて廃棄された理由によるものが37件ございました。

その隣の存否応答拒否、これは12件ありました。存否応答拒否というのは、公文書が存在しているか、いないかを答えることで、非公開情報があるということを示すことになっている場合など、文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否するものでございまして、あるなしを答えない対応となっております。これは、個人情報ですとか、公共の安全に関わる情報において、プライバシーや安全を保護するために用いられるものでございます。具体的な例を申し上げますと、ある方の施設入所に関する文書の開示請求があったといたします。そういった場合、その文書が存在することを明らかにする、公開、非公開ですとかを請求者にお答えするとなると、その方が当該施設に入所していたことを示すことになりまして、プライバシーが侵害される可能性があるということで、存否応答拒否が適用されることがあります。

次に、取下げは9件です。公開請求を受領後に公開決定前に不要となったとの連絡があったもので、事業者が請求する工事関係の文書等に多いケースでございます。

公開方法につきましては、写し、コピーの交付がほとんどで1,391件、交付枚数は1万2,003枚でした。

その他120件というものは、公開請求はあって、公開または部分公開が決定し、当該文書を用意して請求者にその旨を通知したものの、閲覧やコピーを取り

になどされなかったというケースでございまして、それが120件となっております。こちらにつきましては、図面や工事の内訳書などを事業者が請求した案件が多く、請求後に何らかの事情で不要になり、受け取りに来られないケースがございまして。

また、今回、3月中に請求があったので、まだ受け取りに来られない、この統計は6月公表ですので、5月末で集計しておりまして、5月末にまだ受け取りに来られなかった案件だとかが24件あったところでございまして。

次に項番2です。公文書公開請求の種類別件数でございまして。4行目の住環境及び土木に関する事務が1,132件と最も多く、全体の約65%を占めております。

続いて、教育に関する事務が約291件となっております。内容は、学校工事関係文書が一番多く、続いて、教育に関する調査や記録というふうになっております。

それに続きまして、区政一般に関する事務125件となっております。内容は、業務委託や指定管理者選定に関する文書、区の施設の工事関係文書です。

また、保健衛生に関する事務につきましても、125件と同数となっております。こちらの内容は、飲食業の開業の許可などの一覧表などの文書となっております。

続いて、項番3番、下の方になりますけれども、公開請求数の推移の過去5年間でございまして。令和4年度が最も多い件数、2,313件の公開請求がありましたけれども、令和5年、6年度と減少しています。これは、令和6年の3月から区のホームページで飲食業関係許認可処理簿や医療機関、理容室、美容所一覧などの文書の公開を開始いたしまして、区民の利便性の向上を図ったことによるものでございまして。しかしながら、令和7年度は、令和6年度から243件増加となっております。

増加した区分につきましては、教育に関する事務、令和6年度は31件でございましたけれども、令和7年度は291件と、260件増加いたしました。増加の主な要因は、令和7年度教育に関する記録等の請求が増加したことと、学校工事に関する文書について、これまで教育の工事を所管する部署に紙の文書で閲覧、コピーしていた請求者、事業者などが電子データでの入手を希望されて、区政情報課での情報公開請求が増加したという二つの要因によるものでございまして。

また、続いて増加した区分といたしましては、住環境及び土木に関する事務でして、こちらは162件昨年度よりも増加したところです。これは、土地や道路に関する図面の請求、位置指定道路の位置確認図ですとか、中心点測量図などが100件以上増加したことによるものです。

続いて、項番4は審査会への過去3年間の諮問件数となっております。こちらは、公文書公開請求に対する区の決定処分への審査請求があった場合、第三者機関の板橋区情報公開及び個人情報保護審査会へ諮問し、公正、客観的に審査いただく制度を設けてございます。令和7年度につきましては、公文書公開請求の決定処分に対して、2件の諮問がございました。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは、個人情報保護制度の実施状況でございます。

項番1が保有個人情報開示等請求の処理状況でございます。請求は207人から890件の請求がありました。令和6年度の実績ですと、100人から175件の請求となっておりますので、請求者が2倍、件数は5倍と急激に増加したところでございます。

決定状況につきましては、開示したものについては、全部開示したものが126件、部分的に開示したものが195件、合わせて321件となっております。また、不存在が568件と、請求件数の約6割以上にも及びました。

また、自己情報の文書の訂正を求める請求がありまして、それが左の請求のところの区分、開示の横の欄に「訂正」が6件ございます。それらの決定状況については、右の欄の決定状況の表の中にありまして、訂正と一部訂正が1件ずつ、不訂正が4件となっております。全て教育関係の文書でございまして、請求された方から開示した文書の記載が事実と異なるから訂正を求めますという訂正請求がございました。訂正に理由があるものには応じておりますけれども、訂正を裏づける客観的な資料などがないものについては不訂正と決定させていただきます。

開示の方法については、写しの交付が209件、閲覧が5件、請求をしたものの実際に文書が閲覧されなかったものなどの「その他」が107件となっております。

項番2の請求者207人の内訳については、本人からが132件、代理人からが75件となっております。

項番３番が保有個人情報開示請求等の種類別となっております。２段目の福祉に関する業務が一番多くて６７８件、全体の７６％となっております。内容は、生活保護関係文書等、ある特定の方から５００件を超える文書の請求があったものでございます。続きまして、区政一般に関する事務が１２５件となっております。内容は、入国管理局に提出する住民税納付記録の開示請求などが増加したことによるものでございます。

項番４番が請求件数の推移（過去５年間）です。令和４年度が３９８件と一番多かったですが、令和５年４月１日の法改正によりまして、介護保険認定関係の個人情報開示請求が直接介護保険課の窓口で受け付けることが可能となったために、令和５年度、２００件近く減少いたしまして、令和６年度はさらに減少いたしました。しかしながら、令和７年度は、請求人も２倍と先ほどご説明させていただいたとおり増加し、また、請求の数も８９６件となっております。

項番５番が審査会への諮問件数でございますけれども、保有個人情報開示請求に関する令和７年度の諮問は０ということで、なかったところでございます。

長くなって恐縮ですけれども、４ページにお進みください。項番６番、個人情報業務の登録状況でございます。個人情報を扱う業務につきましては、その目的や個人情報の項目を業務登録簿に登録することといたしております。令和８年３月３１日現在、区長部局が３４５、教育委員会が７１、そのほかの三つの行政委員会を合わせて１２、合計で４２８業務でございます。また、これらの業務に係る外部委託記録票、目的外利用記録票、外部提供記録票、電算処理ファイル保有記録票は、それぞれ表に記載のとおり、同じように所管ごとに件数を示しているところでございます。

続きまして、５ページから２４ページは、令和７年度中の個人情報業務の協議の状況を項目ごとにまとめた一覧でございます。

こちらは、７－１、５ページから８ページが外部委託についての新規または変更の協議の一覧表で、３６件ございました。

続きまして、７－２、こちらは電算処理記録票で、新規または変更の協議が９ページに記載のとおり９件ございました。

恐れ入りますが、５ページにお戻りください。この表の構成でございますけれども、左の列から該当の個人情報保護業務を行う所管課、また、続いて業務の名

称、委託の内容、開始年月、届出の種別、新規または変更などです。一番右端のところに適用根拠とございます。

適用根拠につきましては、若干説明させていただきたいと存じます。表の欄外も併せてご覧ください。３種類ございまして、事務局承認は、過去の個人情報審議会等で承認済みの案件と同じ程度の保護措置が講じられると認める場合には、事務局であります区政情報課とＩＴ推進課の合議で承認したものでございます。主管課ヒアにつきましては、事務局承認よりも一つレベル感が高いものでございまして、過去の類似案件とは言えないものについて、区政情報課とＩＴ推進課、合同でヒアリングを行いまして、保護措置の適正さを審査し、承認したものでございます。調査委員会につきましては、最もレベル感の高いもので、新たな枠組みで個人情報の取扱いを行う場合などに、主管課ヒアリングを行ったうえで開催する会議体になります。戸籍住民課など、個人情報の取扱いが多い所管課長などが集まって、総務部長が委員長となりまして、個人情報の保護措置を審議し、承認しているものでございます。

この表の中で一つだけ紹介させていただきますと、令和７年度調査委員会を経て、保護審議会に諮問した案件は、５ページの項番４、子育て支援課の子育て支援窓口受付等業務委託でございました。

次に、７－３の資料のご案内をさせていただきます。こちら、１０ページから２４ページまでページ数をたくさん取らせていただいておりますけれども、これまでご説明を申し上げた９ページまでの４５件の協議案件に加えまして、軽微な修正をした登録内容の変更等の届出状況を一覧にしているものでございます。

令和７年度につきましては、合計３１１件の届出がございました。変更内容は、こちらの表にも書かせていただいておりますけれども、ＬｏＧｏフォームやキントーンなど、ＤＸ、ＩＣＴの機器利用に伴う電算処理ファイル保有記録票の追加が多くございました。また、組織改正に伴う、業務登録簿の所管課名を変えたりですとか、事業名を変えたりですとか、そういう部署名の修正なども軽微な変更のところに入っているところでございます。

最後に、２５ページ、特定個人情報事務登録の状況でございます。こちらは、板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例１１条に基づきまして登録している特定個人情報、マイナンバーのことになりますけれども、マイナンバ

一利用に関係する事務について管理する事務の一覧となっております。

区長部局で４８、教育委員会で３を合わせますと、５１事務となっており、令和６年度と変更はないところでございます。

長くなりましたけれども、資料２の説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら承ります。

いかがでしょうか。

○近藤委員 すみません。よろしいでしょうか。

○会長 じゃあ、どうぞお願いいたします。

○近藤委員 説明資料の３ページの部分にありました特定の方からの生活保護関係文書の照会５００件ということだったんですけども、こちらの具体的な用途みたいなものというのは把握されているのでしょうか。例えば、５００件というと相当な数なので、何か統計データの作成とか、そういった用途だったのかなと僕は思ったのですが、もし回答可能であれば教えてください。

○会長 課長、お願いします。

○区政情報課長 こちらは、保有個人情報の本人からの開示請求となりますので、目的等の詳細についてはこちらでは把握していないところでございます。

○近藤委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか、近藤委員。

個人情報保護法に基づいて、開示請求がなされるわけですがけれども、法律上の立てつけとして、個人情報、本人情報については開示を求める理由を必要としないといいたいでしょうか、むしろ聞いちゃいけないということになっておりますので、その辺りにつきましては、事務局としても把握しておられないということだと思います。

ほかいかがでございましょうか。

では、小林委員、どうぞ。

○小林委員 よろしいですか。

一つは、外部委託に関わるのところでは、子育て支援課の窓口の委託が大きな問題ということで、調査委員会に諮ったというふうに報告になっていきますけれども、以前の法改正前だったら、ここに、事前に審議会で了解を取ってから事業が始ま

と思うんですけれども、今回の報告の中では、子育て支援課のこの部分が法改正前だったら事前にチェックが必要、この委員会でのチェックが必要だったという意味なのか、ほかのものはそれほどでもなかったのかという、その辺がよく知りたいです。

それから、あと、軽微な報告というのがたくさんあるんですけれども、たくさんあるがゆえに、本当に全部報告されているのかなと逆に心配なんです、それをちゃんと集約する体制というんですか、それはちゃんと担保されているのかどうか。どのように区政情報課の方で各課からの情報とか、あるいは区政情報課でシステムをつくっている部分があれば、それは漏れはないかもしれませんが、所管でやっているもので、漏れが残っているものはないかどうかとか、その辺はどうでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

ちょっと回答の前に1点補足させていただきます。小林委員、適切なご質問どうもありがとうございます。

今、小林委員からご指摘ございました1点目のところで、若干背景が分からない方がおられるといけませんので、補足させていただきます。その上で、所管課からコメントいただきますが。

個人情報保護法の改正というのがございまして、それ以前は、地方公共団体はそれぞれの自治体が定める個人情報保護条例に基づいて、個人情報に関する様々な取扱いを行うということになっていたのですけれども、前回の法改正、今年もちょっと大きめの改正があったんですけれども、前回の法改正の大きいやつで、国の個人情報保護法を地方公共団体にもそのまま適用すると。したがって、地方公共団体で今まで独自に構築していた仕組みというのを国の制度の方に合わせて一元化するというふうになりました。その際に一番大きかった論点の一つが、当区の場合まさにそうなんです、今、小林委員からご指摘あったように、個人情報の取扱いに関して重要なリスクが生じ得るものについては、実際に新しい施策を始める前に、この審議会に区から諮問いただいて、そこで議論をしたうえでリスクチェックを行って、場合によっては、こういった点を直した方がいいですよというようなアドバイスをつけたうえでお認めする。場合によっては、差戻しというようなこともかつてはございました。

こういった仕組みについて、個人情報保護法にはそもそも制度がないために、国の個人情報保護委員会の方から、そういう制度を持っている自治体はそれを廃止せよという、簡単に申し上げますと、これは議事録から消さないでいただいて結構です。私からすると、不合理な要求が参りました。当区を含め、多くの自治体がそれはおかしいということで、いろいろと交渉いただいたのですが、結果的に、国の法律の執行の責任機関である国の個人情報保護委員会からの、言わば自治体に対する指示が変更されることがございました。そこで、今、小林委員からご指摘のように、当区もやむを得ずということで、条例改正をいたしまして、事前に当審議会の意見を申し述べるという手続を廃止し、代わりに、本日まさに今やっている議題なんですけれども、こういったことについて、事後にご報告をいただいて、その段階でリスクチェックが必要なものについては個別に確認をします。こういう運用に変わりました。

というのが小林委員の今のご質問の前提でございまして、この調査委員会というところで審議されたものというのが、従前の仕組みであれば、あらかじめ事前審査型のチェックを当審議会で行っていたものだと思われるけれども、それ以外に、そういった類型に当たるものが含まれているのかどうかというのが一つ目のご質問だというふうに理解いたしました。それでよろしゅうございましょうか。

○小林委員 はい。

○会長 すみません。新任の委員もおられますので、若干、回答の前に補足をさせていただきます。

ということをお前提として、じゃあ、課長、お願いいたします。

○区政情報課長 1点目のご質問でございます。子育て支援課の児童福祉手当に関する業務と医療費助成に関する業務につきましては、マイナンバーを取り扱う子育て支援の窓口の受付を新たに業務委託、外部委託するものでございましたので、昨年度、調査委員会を経まして、保護審議会の小委員会に詳細まで評価書の変更などを確認して協議していただきまして、それを第2回、11月の本審議会に個別報告させていただいたものでございます。ですので、事前にきちんとチェックをしていただいたうえで、新たな法の体系に基づきまして個別報告させていただいたということになってございます。

また、2点目のご質問の、こちらの軽微な修正も含めて、全てきちんと個人情報

報業務登録の届出がされているのかというご質問だったかというふうに認識いたしましたけれども、この点につきましては、変更や新たなことを行ううえでは、所管課にこちらの事務局からきちんと手続をするということについては周知を徹底してございまして、軽微なものでも報告があつて相談に応じ、修正を加え、それに沿って個人情報を取り扱っていただくという、何重にも安全管理体制を行っておりまして、チェック体制がきちんとシステム化されていると思つてございしますので、届出につきましては、全てこちらで網羅されているということで認識しているところでございます。

○会長 小林委員、よろしゅうございますか。

○小林委員 はい。

○会長 私からちょっと関連して質問させていただきたいんですが、今回、ご報告いただいた案件で、調査委員会案件は1件でした。それ以外に、主管課ヒアリングに回ったのが全部で7件あるわけですがけれども、この7件の中で、従前、当審議会に諮問されるかどうかという基準を必ずしも明確なルールといいましょうか、がちとした判断基準が確定していたわけではなくて、個別案件ごとにこれはどうしましょうかというところで多少揺らぎがあつたかと思ひますけれども、この7件の中に、従前であれば、当審議会に諮問され得る可能性があつたものというようなものが含まれているのか。今回の7件というのは、従前基準でいっても、当審議会には回ってこない案件として認識してよろしいのか。その辺、追加でお願いできますか。

○区政情報課長 資料の9ページの電算処理のところで、新たなシステムを構築したものとして、項番3の文書管理システムに関する業務と項番7の校務に関する業務があり、この案件が従前の法においては保護審議会に諮るということになったのではないかと思つてございます。

○会長 分かりました。そういたしますと、この調査委員会で慎重な検討いただいているというものが、イコール、従前の当審議会案件というわけではなくて、主管課ヒアの中にも、従前であれば審議会に回ってきた可能性があるものが若干含まれているということで、当初、小林委員からご質問いただいたものも含まれていたというのが、後半部分がそういったところで確認できるかと思うんですが、よろしゅうございますか。

○小林委員 そうしますと、ちょっとだけ聞きたいんですけど。

そうしますと、今の調査委員会のものについては、既に調査委員会と小委員会へも諮って、そこで審議されたものが報告されて、ある程度中身に踏み込んだ審議がここで行われたというふうに先ほどご答弁いただいたと思うんですけども、それ以外のものについて、特に審議がないということであれば、今おっしゃった文書管理システムとか教育支援センターの管理する校務に関する業務などについても、本来ならここにある程度詳細なものが出来て、審議をする必要があったのかどうかというふうに思ったんですけども、その辺はどうでしょうか。

○会長 課長、お願いします。

○区政情報課長 過去にも同じようなシステムの類似案件があったということで承認をしているものでございますので、従前では、保護審ということもあったかもしれないんですけど、きちんと確認をしたうえで、承認をしているものでございます。

○会長 会長から若干補足させていただきます。ちょっと議論が今やや情報不足で混乱している可能性がありますので。

まず、子育て支援に関する調査委員会案件について、今、区政情報課長の方から、当審議会、小委員会での事前の審査を行ったという補足の説明をいただきました。これは、ちょっと話が複雑になっておりまして、確かにそれは事実なんです。それはどういう法的根拠に基づくかといいますと、個人情報保護法とは別に、特定個人情報保護法という法律がありまして、これに基づいて、特定個人情報を取り扱う場合には、事前のリスク評価を行って、このリスク評価を第三者機関において承認を受けた上で、国の個人情報保護委員会に登録するという仕組みになります。当区の場合には、第三者機関をこの審議会が兼ねているんですね。区によっては別に、こういう一般的な個人情報保護審議会と別に、特定個人情報保護に関する第三者機関をつくることもあるんですが、当区はそれを兼ねておりまして、ただし、こういう平場でかなり技術性、専門性が高いことを議論するのはなかなか難しいので、小委員会というのをつくって、小委員会の委員は当委員会の学識経験委員3名で構成しておりますけれども、そこで事前チェックをした上で、当審議会のところで見ていただくというようなことをやっているわけです。

したがって、先ほど区政情報課長からご紹介がありました小委員会でのチ

ェックというのは、個人情報保護法上の手続ではなくて、特定個人情報保護法上の追加手続としてのそれが行われたということでございまして、したがって、今、小林委員からご指摘がありましたほかの案件については、小委員会に回っていないから事前チェックがなされないよねというご指摘については、確かに回っていないんですが、それはそもそも一般的に調査委員会案件は必ず小委員会に来るのではなくて、特定個人情報保護法の管轄下に入っている情報が扱われると回ってくると、そういう関係になります。したがって、ただいまのご指摘については、同じ個人情報保護法の中でも、取扱いについて軽重があって、事前にチェックも行われている場合があるということではないので、この点だけちょっと補足させていただきます。

区政情報課長、そういう説明で間違いはないか、ちょっとまず確認いただいて。よろしいですか。

○区政情報課長 よろしく申し上げます。

そちらの二つの法律に基づいて実施してございますので、ちょっと分かりづらいところではありますけれども、手続に従って、第三者機関として承認されているものを設けて、プロセスに従っているものでございますので、ご質問の点については、ご確認いただければと存じます。

○小林委員 加えて言えば、特定個人情報保護法上ではないものでも重要なものについては、ちょっと軸が甘くなるということになるんですかということになりますよね。そういうことでよろしいんですね。

○会長 それにつきましては、個別報告を求める案件というのは、別に何でもいいわけですよ。当審議会からこれについて個別報告を聞きたいということであれば、それは審議会から実施機関に要請することは可能ですので、そういう意味で、先ほど二つの案件については、昔の基準でいうと、当審議会に来た可能性があるということでございました。こういったものについて、当審議会として個別報告を特段に求めたいということであれば、それは事務局の方をお願いをして、次回以降、個別報告として追加するということは可能ですので、そういう意味では、国の法律がかなりがちがちになっている中で、当区の実施機関は相当頑張って制度をつくってくださっているというふうに私は理解しております。

○小林委員 分かりました。

○会長 よろしゅうございましょうか。

どうぞ。岩永委員、よろしくお願いいたします。

○岩永委員 すみません。ご説明にいろいろとご配慮いただきまして、ありがとうございます。

適用根拠の主管課ヒアリングのところだけ少しお伺いをさせていただきたいんですけども、先ほど会長より主管課ヒアリングが7件あったということだったんですけども、そのうち、事務局、区政情報課とIT推進課の方で、受け取ってから改善指示みたいなやり取りのようなものはどれぐらいあったのかという点、教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○会長 これは区政情報課長でよろしいですか。

○区政情報課長 主管課ヒアリングの前にも、この内容については詳細を確認し、相談に応じた上で、協議書を出していただきます。その協議書の内容につきまして、実際にヒアリングを行いまして、事務フローですとか、システムの構成ですとか、安全管理措置ですとか、きちんと確認をさせていただき、そこで直接ご案内、ご指摘など、全ての案件について修正、軽微なものから、ほぼ全ての案件について修正をさせていただいて、安全管理体制に万全を期しているところでございます。

○岩永委員 ご回答いただきまして、ありがとうございます。

最終的な協議書を出していただいた後の審査というのは、審査において何かチェックリストのようなものがあるということでよろしいでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。区政情報課長。

○区政情報課長 セキュリティ要件シートですとか、チェックをするシートがきちんとございまして、それに従って、管理体制ができているかということを、システムの面でも、また、ソフトの面でもチェックさせていただいております。また、決定事項につきましては、事務局の組織としては政策経営部の情報セキュリティのトップであります政策経営部長、また、個人情報の管理の総務部長が確認をさせていただいて、事務局承認となります。組織として全て確認したうえで、この協議書を承認しているところでございます。

○岩永委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですか、岩永委員。ありがとうございます。

ほかに。

(なし)

○会長 それでは、本件につきまして、以上の報告と質疑を前提といたしまして、報告を了解するということにしたく存じます。

よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、3番目の報告に移ります。

資料3、令和7年度特定個人情報保護評価書の変更状況について、事務局から報告をいただきます。

お願いします。

○区政情報課長 説明させていただきます。

資料3をご覧ください。令和7年度に実施した特定個人情報保護評価書の変更状況になります。

特定個人情報、マイナンバーを利用する事務につきましては、適正に評価書が見直されているかを確認するのが年1回必ず行います。それ以外にも、重要な変更の確認ですとかというものは、法令などに従って、対応しているところでございます。

まず、項番1、特定個人情報保護評価書の年1回の見直しでございます。

(1)が令和7年度マイナンバー利用事務・しきい値判断の見直しです。これは、しきい値判断項目、マイナンバー利用事務の対象者数、その事務の取扱者数を再精査したものでございます。

こちらは、この表でいいますと、先ほど説明させていただいた特定個人情報保護評価書のしきい値の変更はございませんでした。

対象者数30万人以上は、全項目評価と基礎項目評価を行うのですが、それが3事業ございまして、項番1と項番2と項番14です。それから、対象者10万人以上は、重点項目評価を行う必要がございまして、5事業あり、3番と4番、5番と6番、41番となっております。

(2)が組織改正に伴って担当部署や連絡先の記載を変更したものでございまして、区組織の改編ですとか、名称変更などによって変更したものが3事業あり

まして、これが9と22と44となっています。

(3) が事務内容の精査等による表記等の変更であり、21事業あります。変更内容が多いものは、事務の概要等の概要欄の記載の見直し、委託業者変更による委託先の修正、システム名の修正などがございます。

(4) が一つだけございまして、2番、個人住民税の賦課に関する事務になります。これは、物価高騰による負担感が大きい低所得者の公的給付の支給に対する記載を追加させていただいたものでございます。これは、昨年度、定額減税不足分を住民税非課税世帯等給付の一部で対応したことによるものとなっています。

また、項番2、特定個人情報ファイルに対する重要な変更でございます。これは、先ほどもお話しいただきました子育て支援課窓口業務委託開始に伴う記載を追加させていただいたもので、こちらも重要な変更というものにあたります。特定個人情報の漏えい等発生の危険性及び影響が大きいとされるものということで、今回は、子育て支援課窓口、新たに外部委託をしたということで、その委託の追加が重要な変更にあたりますので、項番6の評価書のところに、今のところに丸がついているということでございます。

評価書の変更状況の説明は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

これに関しまして、ご質問、ご意見等を伺います。よろしく申し上げます。

はい、どうぞ。実正委員、お願いします。

○実正委員 確認だけさせていただきたいんですが、(1)のしきい値判断の見直しで、対象人数と取扱者数の再精査ということですが、それを4月1日に基準日を変更したということですが、このしきい値判断の前年度と変更なしということですが、変更を判断する基準というのは、どのような設定になっているのか。それは細かい基準があると思いますけども、こういった基準で変更を判断されているのかの概要だけちょっとご説明いただきたいと思うんですが。

○会長 区政情報課長、お願いします。

○区政情報課長 対象者数と取扱者数、それから、事故があったかないか、この三つによりまして、しきい値判断をしております。対象者数につきましては、30万人以上が全項目評価書で、10万人以上が重点項目となっています。10万人未満が基礎項目となっております。それから、取扱者数につきましては、50

0人を超えると全項目というふうになります。

事故が前年度あった場合には、やはり基礎項目のみでは項目が足りないということで、上の重点項目評価書など、項目を増やして、二度と事故が起こらないように取り扱っていただくように対応いただいております。

また、この評価書につきましては、国の組織に報告をさせていただき、公表させていただいているものでございます。

○会長 実正委員、よろしいですか。

○実正委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ、岩永委員。

○岩永委員 すみません。ご説明ありがとうございます。

事前に特定個人情報評価書の事務局さんの方に様式も見せていただきまして、どうもありがとうございました。ちょっと全く見当外れだったら恐縮なんですけれども、しきい値判断のところで、対象者数がそれぞれの事務に関して記載があると思うんですけれども、対象者数が例えば5人とかですとか、すごく限られている項目というのが幾つかあると思います。何か考え方によっては、あまりに対象者数が少ないものに関して、毎年、対象者数の変化が分かるようなデータが示されてしまうと、ちょっと個人が特定されたり、個人の、詳細はもちろん取れはしないと思うんですけれども、亡くなったのかなとか、お引越をされたのかなとか、何かそういうところが少し読み取れてしまう部分もあるのかなというふうに思いまして、その辺りは、何かお考え等がありましたら教えていただければと思います。

すみません。ふんわりとした質問で。

○会長 区政情報課長、お願いいたします。

○区政情報課長 こちらは、やはり法に基づいて行っているものでございまして、マイナンバーが始まったときに、これだけ評価書できちんと取り扱う、漏えい等対策リスク管理の一環のものでございます。例えば、5人の特定というものについては、個人名、もちろんマイナンバーも承知しないもので、人数だけということでご理解いただければと思っております。

○岩永委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか、岩永委員。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、本件につきましても、ただいまの報告及び質疑応答を踏まえて、報告を了解したということにたく存じます。どうもありがとうございました。

それでは、本日予定されております4件のうち、最後のものになります。情報公開及び個人情報保護審査会の答申及び審査庁の裁決について、事務局から報告をいただきます。お願いします。

○区政情報課長 それでは、資料4をご覧ください。情報公開請求に対する審査請求に係る情報公開及び個人情報保護審査会の答申及び審査庁の裁決（令和7年12月8日付）について、ご報告させていただきます。

審査会につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、情報公開請求、保有個人情報開示等請求に対しまして、処分庁である板橋区及び板橋区教育委員会の決定した処分について、審査請求がなされた場合に、区長からの諮問を受け審議を行い、区長へ答申を行う会議体でございます。

答申の概要をご説明いたします。

令和6年1月17日に出された公文書公開請求に対して、令和6年1月29日に処分庁が行った公文書不存在決定処分を不服として、この処分を取り消し、情報の公開を求めるという審査請求がなされたものでございます。

公開請求された文書は、項番2、処分の内容の①から⑦まで書かれてございます。町会・自治会設立連絡票ほか6件となっております。

恐れ入りますが、2ページにお進みください。中ほどです。この審査請求に対しまして、板橋区長から令和7年5月9日に諮問を受けまして、審査会を開催し、審査を実施いたしました。

項番5番、審査会の結論及び理由をご覧ください。結論は、処分庁が審査請求人に対して行った事項、情報の開示等請求に対する公文書不存在決定処分として判断は妥当であり、これを維持するという内容でございました。

その理由につきましては、（1）から3ページにわたって（5）、こちらに記

載させていただいているものでございます。

最後になりますけれども、審査請求に対する裁決です。区長はこの答申を受けまして、本件に関わる審査請求を棄却する旨、令和7年12月8日付で審査請求人に通知をいたしました。

簡単ではございますが、報告は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

これに関しましても、ご質問、ご意見を承りますけれども、会長として、1点、この案件については毎回同じことを申し上げているんですけども、念のために申し上げたうえで、質問等をお受けしたいと存じます。

審査会と審議会の違いは、私どもは制度運用に関する議論を行うところです。例えば、条例の改正が必要であると。あるいは、区の個人情報、情報公開制度について改善点があるというようなことについて、区長に意見を申し述べて、これを直してくれというのが我々の仕事であります。他方で、審査会の方は、ただいまございましたように、個人情報保護法等々に基づきます個別の情報処理について不服がある方がいた場合に、その不服申立てについて、言わば、外部機関としてアドバイスを与えるというのが仕事でございます。したがって、そもそも職掌が異なっているのですけれども、審査会のこういった答申、あるいは、それに基づく審査庁の裁決というものをここでご報告いただいておりますのは、ここに含まれる内容から制度について改善するということが必要な場合というのが時折ございます。結論はこうなったんですけども、それって、前提制度がおかしくないかと。その場合には、当審議会の方から区長の方に上申するということが必要になるわけでございます。そういう観点でご報告いただいておりますので、この個別の案件について、言わば、上級審として、地裁に対する高裁、最高裁の立場で、この審査会の結論自体がおかしいよねということを議論するという権限を私どもは持っておりませんし、それをするべきではありません。ということで、ご質問をいただく際には、今お願いいたしましたような二つの組織の役割の違い、個別案件処理には当審議会は介入するものではないということを前提に、ご質問、ご発言等いただきますと幸いです。

というわけで、すみません、今日はやたら会長から補足などが多い会になってしまって恐縮でございますけれども、よろしくお願いいたします。

ご質問いかがでございましょうか。

どうぞ。それでは、実正委員、お願いします。

○実正委員 ありがとうございます。

裁決結果を請求人に棄却するという内容で通知をしたということでございますけども、この通知というのは、例えば、この結論の部分ですとか、理由に当たる部分、そういったものの中身というのも通知をされるものなのかというのを教えていただきたいと思います。

○会長 区政情報課長、お願いします。

○区政情報課長 こちらは、きちんと説明等もさせていただいて、通知をさせていただいたところでございます。

○会長 当区の運用ですと、審査会の答申自体が交付されるのではありませんか。
区政情報課長。

○区政情報課長 答申の写し自体を送付しています。

○会長 そうですね。ということですので、実正委員からご質問ですと、この説明という最後のところのおまけではなくて、区長の判断資料としての答申が写しとして交付されるということで、ご本人は知ることができるということになっております。

○実正委員 結構です。ありがとうございます。

○会長 ほかはいかがでしょう。

よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、本件、私も事前報告をいただきまして、この案件から、当審議会において何か追加的に制度運用として検討するべきことがあるかどうかというのをちょっと考えてみたんですけども、情報公開制度、あるいは個人情報保護制度という観点ではあまりないかなと。自治会と区の関係という、そもそもの問題というものはあるわけですが、それは当審議会の所掌事項ではございませんので、そこについて何か意見を区長に申し上げるというのは別の話ということでありまして、これはこういったようなことになったということなので、とりわけ区議会代表の皆様方から政策課題として何かお気づきであれば、それは別途ということになろうかと思いますが、当審議会としては、報告を今回了承したと

ということで、特段の追加の調査等、これを契機として始めるということを私としてはご提案する必要はないというふうに判断しているところでございます。

私の判断を含めて、ご了解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきました。

というわけで、本日、招集者としてご用意いたしました報告事項は、以上４点でございます。

これをもちまして、全て審議が終了いたしましたので、閉会といたします。

事務局から何かございましたら、お願いします。

○区政情報課長 １件だけ、次回の審議会の開催予定について、ご案内させていただきます。

次第の一番下にも記載させておりますけれども、次回の審議会につきましては、１１月１６日月曜日の１０時から、場所は区役所の北館の１１階の第２委員会室を予定しております。正式な開催のご案内につきましては、事務局から改めて通知を申し上げます。

本日は、お暑い中、お忙しい中ご足労いただきまして、貴重なお時間を誠にありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。